



| |
|------------------|
| 経済・府政記者クラブ同時資料配付 |
| 京都労働局発表 |
| 平成30年10月16日(火) |

| | | |
|----|-------------|------------------|
| 担当 | 労働基準部監督課 | |
| | 課長 | 吉岡宏修 |
| | 過重労働特別監督監理官 | 笠原 勝 |
| | 電話 | (075) 241 - 3214 |

「過重労働解消キャンペーン」の実施について

京都労働局(局長 高井吉昭)では、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間において、以下の集中的な取組を実施します。

「過重労働解消キャンペーン」では、過労死等防止対策推進法に基づく11月の「過労死等防止啓発月間」の一環として、京都労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)の実施、過重労働の撲滅に向けた重点監督、リーフレットの配付などによる周知・啓発などの取組を集中的に実施します。

【過重労働解消キャンペーンの概要】

1 キャンペーン期間

平成30年11月1日(木)から30日(金)まで

2 実施事項

(1) ベストプラクティス企業を訪問します。

京都労働局長が、「働き方改革」に積極的に取り組んでいる企業(ベストプラクティス企業)を職場訪問し、取組事例を報道機関等により地域に紹介します。

報道機関に公開の上で行います。

日時 平成30年11月8日(木) 14時00分～15時00分
 企業 株式会社京都銀行(京都市下京区薬師前町700番地)

(2) 「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を実施します。

日時 平成30年11月4日(日) 9時00分～17時00分

電話(フリーダイヤル) フリーダイヤル なくしましよ う 長い 残業
 0120-794-713

(3) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

日時 平成30年11月10日(土)13時30分～16時00分
 会場 TKP京都四条烏丸 カンファレンスセンター3階 ホール3A
 (〒600-8423 京都市釘隠町247番地 コーエーレオ3階)

(4) 重点監督を実施します。

過重労働の撲滅に向けて、長時間労働者や賃金不払残業が疑われる企業等に対して重点的な監督指導を実施します。



1 キャンペーン期間

平成30年11月1日(木)から30日(金)まで

2 実施事項

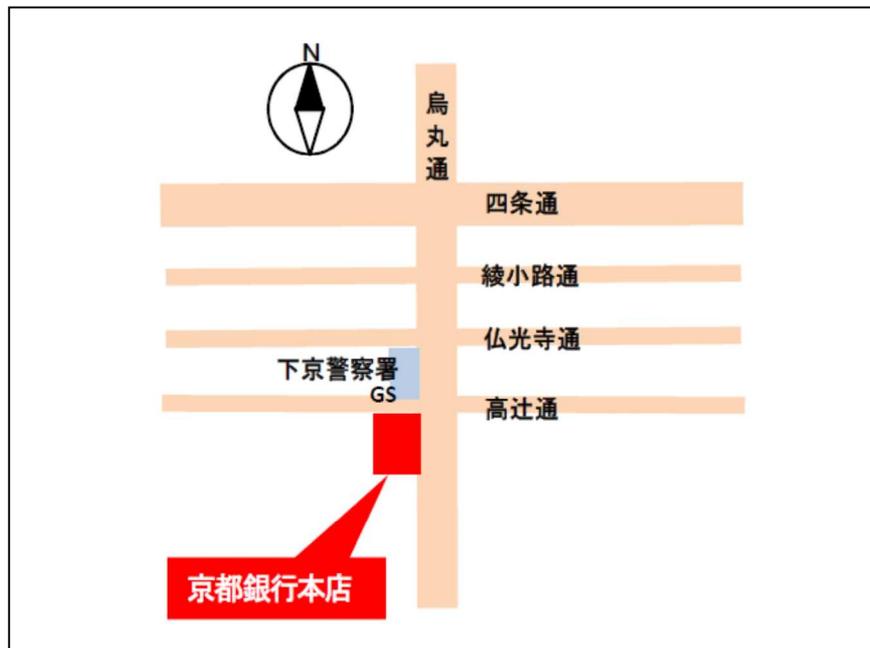
(1) ベストプラクティス企業を訪問します

高井労働局長が、「働き方改革」に積極的に取り組んでいる株式会社京都銀行を訪問し、同銀行の土井伸宏氏(取締役頭取)と取組内容等について対談を行います。

この対談は、報道機関に公開の上で行います。

1 日時 平成30年11月8日(木) 午後2時から1時間程度

2 場所 株式会社京都銀行
(京都市下京区薬師前町700番地 電話(075)361-2211)



3 取材について

受入れ準備等の関係上、事前申込制とさせていただきます。取材を希望される報道機関におかれましては、11月2日(金)までに京都労働局労働基準部監督課(電話 075-241-3214 担当:吉岡、笠原)までご連絡ください。

(2) 「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を実施します

全国一斉にフリーダイヤルによる「過重労働解消相談ダイヤル」を11月4日(日)に実施し、労働局の担当官が相談に対する指導・助言を行います。

近畿ブロックでは、滋賀労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、奈良労働局



働局、和歌山労働局が合同で実施します。

電話相談により把握した若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対しても重点監督を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル（フリーダイヤル）

平成 30 年 11 月 4 日（日） 受付時間 9：00～17：00

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

上記以外にも、以下の窓口にて常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 京都労働局または各労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

イ 労働条件相談ホットライン【委託事業】

受付：平日 17：00～22：00、 土・日 9：00～21：00

（12月29日～1月3日は除く）

フリーダイヤル はい！ 労働

0 1 2 0 (8 1 1) 6 1 0

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(3) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、過労死防止京都連絡会と連携して「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

日 時 平成 30 年 11 月 10 日（土）13 時 30 分～16 時 00 分

会 場 T K P 京都四条烏丸 カンファレンスセンター 3 階 ホール 3 A

（〒600-8423 京都市釘隠町 247 番地 コーエーレオ 3 階）

プログラム

健康な職場をつくるために 川人 博 様（川人法律事務所）

過労死等を考える家族の会より体験談発表 高橋 幸美 様

(4) 重点監督を実施します



労働基準監督署への各種届出や労働基準監督署に寄せられる情報等から、長時間労働や賃金不払残業が疑われる企業等に対して重点的な監督指導を実施します。

(5) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、10月中に京都労働局長等が使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

| | | |
|--------|-------|----------|
| 要請対象団体 | 使用者団体 | 約 200 団体 |
| | 労働組合 | 2 団体 |

(6) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配付、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。